

2020年8月12日

第32回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令及び定款に基づくインターネット開示事項

日本エンタープライズ株式会社

目次

第32期事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	
(1)当連結会計年度の事業の状況	2
(2)直前3連結会計年度の財産及び損益の状況	6
(3)重要な親会社及び子会社の状況	7
(4)対処すべき課題	8
(5)主要な事業内容	10
(6)主要な営業所	11
(7)使用人の状況	12
(8)主要な借入先の状況	12
(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項	12
2. 会社の現況	
(1)株式に関する事項	13
(2)新株予約権等に関する事項	14
(3)会社役員に関する事項	18
(4)会計監査人に関する事項	22
(5)業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	23

第32期連結計算書類

連結貸借対照表	28
連結損益計算書	29
連結株主資本変動等計算書	30
連結注記表	31

第32期計算書類

貸借対照表	40
損益計算書	41
株主資本変動等計算書	42
個別注記表	43

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	49
計算書類に係る会計監査報告	51
監査役会の監査報告	53

第32回定時株主総会招集ご通知に記載した事業報告の内容を本資料にも掲載しております。

第32期 事業報告

自 2019年6月1日
至 2020年5月31日

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

日本エンタープライズ株式会社

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げの影響が徐々に緩和され、個人消費などに持ち直しの動きもみられていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、情勢は大きく変化し、国内外経済への影響や金融資本市場の変動等の懸念から、先行きの不透明な状態で推移いたしました。

このような経済情勢の下、当社グループに関連するITサービス業界を取り巻く環境は、ビジネスの成長を目的としたIoT（注1）やAI（注2）等の活用拡大、企業の生産性向上に向けた業務プロセスの効率化、自動化等のRPA（注3）への投資意欲の高まりを背景に、同環境は堅調に推移してまいりました。一方、今後の企業の投資動向につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるIT投資計画の見直し・抑制などについて十分に注視していく必要があります。

これらの状況において、当社グループといたしましては、コンシューマ向けスマートフォンアプリ、システム開発、デバッグ、クラウド、業務効率化アプリ、モバイルキッティング、音声ソリューション、電子商取引（eコマース）、業務支援などのサービスを推進し、事業規模及び収益拡大に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は35億88百万円（前連結会計年度比5.1%増）、営業利益は2億67百万円（同10.3%増）、経常利益は3億10百万円（同6.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億76百万円（同80.5%増）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業績への影響につきましては、法人向け「ビジネスサポートサービス（クリエイション事業）」及び「ソリューション事業」の案件は、総じて新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が深刻化する前に受注した案件であったことや、その兆候が見られてからもキャンセルや大幅な縮小が少なかったこと、また、一般消費者向け「コンテンツサービス（クリエイション事業）」についても、在宅での消費活動や在宅勤務によるいわゆる「巣ごもり消費」が活況となる中、需要が期待できる環境であったこと等から、当社グループの業績に与える影響は軽微な状況となっております。

(注1) 「Internet of Things」の略。

モノをインターネットに接続して制御・認識などを行う仕組みを意味する。

(注2) 「Artificial Intelligence」の略。

人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術（いわゆる「人工知能」）を意味する。

(注3) 「Robotic Process Automation」の略。

認知技術を活用した業務の効率化・自動化の取組みを意味する。

事業の種類（セグメント）別の状況につきましては、次のとおりであります。

はじめに、自社で保有する権利や資産を活用したサービスを提供するクリエイション事業では、一般消費者向け「コンテンツサービス」においては、通信キャリアが運営するプラットフォーム市場が縮小する中、引き続き、定額制コンテンツでの効率的な運用で収益確保を図るとともに、App StoreやGoogle Playなどの通信キャリア以外が運営するプラットフォームでのコンテンツの利用促進及び新タイトルの投入の結果、ゲームを中心とするエンターテインメントコンテンツが増進いたしました。また、鮮魚eコマース『いなせり市場』において、外出自粛に伴う外食を控える動きの中、利用者増加に取り組んでまいりました。

法人向け「ビジネスサポートサービス」においては、企業による業務効率化やクラウド活用が進む中、交通情報・教育・観光・調達・音声などの各種サービスの他、自社開発のサービスを活用した受託開発が堅調に推移いたしました。特に、キッキング支援においては、企業におけるスマートフォンをはじめとした端末の買い替え需要に伴い同マーケットが拡大する中、キッキングRPAツール『Kitting One』等の支援ツールの導入を大手企業中心に促進させた結果、大きく伸長し、2018年5月期のセグメント変更以降、当連結会計年度において最高の売上高を更新いたしました。

一方、飲食事業者向け鮮魚eコマース『いなせり』においては、東京魚市場卸協同組合と連携し、出品数の増大、飲食事業者開拓に取り組んでまいりましたが、外食を控える動きの影響を受けた飲食事業者からの注文が減少いたしました。その他、引き続き、ブロックチェーン(注4)を活用した電力取引等の実証事業に継続して取り組んでまいりました。

以上の結果、クリエイション事業の売上高は20億47百万円、セグメント利益は6億36百万円となりました。

(注4) データを「ブロック」に格納し、「鎖(チェーン)」のように連結して保管する、改ざんが極めて困難なデータベースを意味する。

次に、法人向けシステムの受託開発・運用を主な業務とするソリューション事業では、「システム開発・運用サービス」においては、企業のIT投資による市場拡大の状況下、スマートフォンアプリ及びサーバ構築の豊富なノウハウと実績が評価され、スクラッチ開発（注5）を中心としたアプリ開発、WEB構築、サーバ構築、システム運用・監視、デバッグ、ユーザーサポートなどクリエイション事業で培ったノウハウを活かした受託開発を推進してまいりました。

また、深刻化している人手不足問題にマッチした業務支援サービスが伸長した他、新たな事業領域であるAI、IoT、セキュリティ関連サービスの開拓を推し進めてまいりました。

一方、今後拡大が見込まれる端末周辺事業を創出するべく、クリエイション事業で注力しているキitting支援を核に、中古端末（スマートフォン等）買取販売の拡大とともに更なるビジネスモデルの構築に努めてまいりました。

以上の結果、ソリューション事業の売上高は15億40百万円、セグメント利益は1億86百万円となりました。

（注5）システム開発で、特定のパッケージ製品のカスタマイズや機能追加などによらず、すべての要素を個別に最初から開発することを意味する。

なお、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による各事業の業績への影響は軽微であります。

（単位：百万円、%）

事業セグメント	第31期		第32期		前連結会計年度比増減率	
	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益
クリエイション事業	1,855	549	2,047	636	10.4	15.9
ソリューション事業	1,558	198	1,540	186	△1.2	△6.2

② 研究開発及び設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました研究開発については、将来の実用化・事業化に向けたエネルギーマネジメントシステムにおけるデバイスの改良への投資を実施した結果、研究開発の総額は26百万円となりました。

次いで、当社グループの設備投資の総額は1億59百万円で、その主なものは次のとおりであります。なお、設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。

イ. 当連結会計年度に取得した主要設備

クリエイション関連システム等 1億44百万円

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却・撤去・減失

クリエイション関連システム等 2百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第29期 (2017年5月期)	第30期 (2018年5月期)	第31期 (2019年5月期)	第32期 (当連結会計年度) (2020年5月期)
売 上 高 (百万円)	4,838	3,892	3,413	3,588
経 常 利 益 (百万円)	229	257	292	310
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (百万円)	99	166	97	176
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	2.45	4.11	2.44	4.40
総 資 産 (百万円)	6,178	6,004	6,035	6,200
純 資 産 (百万円)	5,221	5,213	5,213	5,326

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 議 決 社 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ダ イ ブ	20百万円	88.1%	クリエイション事業 ソリューション事業
交通情報サービス株式会社	499百万円	83.0%	クリエイション事業 ソリューション事業
株式会社フォー・クオリア	99百万円	97.5%	クリエイション事業 ソリューション事業
株 式 会 社 a n d O n e	50百万円	93.2%	クリエイション事業
株 式 会 社 会 津 ラ ボ	29百万円	98.6%	クリエイション事業 ソリューション事業
株 式 会 社 プ ロ モ ー ト	55百万円	90.6%	クリエイション事業 ソリューション事業
い な せ り 株 式 会 社	100百万円	100.0%	クリエイション事業 ソリューション事業
山口再エネ・ファクトリー株式会社（注）	40百万円	50.6% (50.6%)	クリエイション事業

(注) 議決権比率の欄の（ ）内の数字は、間接出資割合を示しております。

(4) 対処すべき課題

今後、当社グループの事業を積極的に展開し、業態を拡大しつつ、企業基盤の安定を図っていくため、以下の点を主要課題として取り組んでまいります。

① 事業の拡大

当社グループの主要市場である移動体通信業界では、第5世代移動通信システム（5G）の開始によるIoT、AI、RPA、自動運転等への活用が期待される他、キャッシュレス決済の深耕など社会インフラは大きく進化し、利便性が向上することが予想されます。

そのような環境において、スマートフォンやタブレット端末等のスマートデバイスが重要な役割を担うことが期待されており、当社事業は既存サービスに留まらず、常に新たな価値創出が求められ、当社グループの事業環境は今後も益々拡大することが見込まれます。

この市場の変化に迅速且つ適確に対処するためには事業領域の拡大が重要な課題であり、その有効な手段である外部企業との協業、業務提携及びM&A等を積極的に進めてまいります。

② 企画力・技術力の強化

高機能なスマートデバイスの普及により、高度且つ多様なサービス提供が可能となった現在において、当社グループが提供するサービスの付加価値をさらに高めていくためには、企画力・技術力を強化することが重要な課題と認識しております。これまでのインターネット関連ビジネスで蓄積した企画力・技術力を活かし、より便利で豊かな社会の実現に向けた新たなサービスを開発・提供するために、顧客ニーズに応える企画力の向上や新技術への取り組みを強化してまいります。

③ 人材の確保・育成

当社グループは、スマートデバイスを中心とする新しい事業への対応が求められるため、優秀な人材確保と同時に、従業員が各々の専門性をより高め、付加価値の高い人材となるための人材育成が重要な課題と認識しております。

特にスマートデバイスについては技術革新が著しく、技術者及び企画開発者として経験を有する人材の絶対数が少ないため、専門分野の技能を有する中途採用及び新卒採用を強化しております。また、育成においては、社内研修を継続的に実施し、且つ、外部研修を活用することで個人の可能性を引き出すとともに、福利厚生充実、働き甲斐のある職場づくり、組織活性化に資する施策に取り組んでまいります。

④ 内部統制の強化・充実

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、内部統制の強化・充実が重要な課題と認識しております。

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を推進し、財務報告に係る内部統制が有効且つ適正に行われる体制の運用・評価を継続的に行うことで、業務の有効性及び効率性を高め、グループ全体での業績管理体制を確立し、更なる内部統制の強化に努めてまいります。また、上場企業の行動基準であるコーポレートガバナンス・コードの主旨を踏まえ、各種施策に積極的に取り組み、多様なステークホルダーとの間で建設的な対話が進むための実効性ある体制を整備してまいります。

⑤ リスクマネジメント体制の強化

情報セキュリティ、システム開発、サービス提供に伴うリスクや自然災害等、事業に関するリスクは多様化しております。当社グループが永続的に成長・存続するためには、これらのリスクの予防、迅速な対応が重要な課題と認識しております。当社グループにおいては、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクを適切に認識・評価するためリスク管理規程を設ける他、リスク管理チームを設置し、今後も一層リスクマネジメント体制の強化に努めてまいります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の長期化に伴い、当社グループにおいては、役職員や取引先の安全確保を第一に掲げるとともに、テレワーク（在宅勤務）や時差出勤など事業運営に極力支障が生じない体制を構築し、対処してまいりました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業環境の変化を注視し、健康管理や感染予防を徹底するとともに、電子決裁範囲の拡大や業務管理方法の改善などを推し進め、引き続き、強固な事業継続体制の充実、働き方改革の推進に取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容 (2020年5月31日現在)**

① **クリエイション事業**

スマートフォンによるアプリサービスを中心とした一般消費者向け「コンテンツサービス」、キitting支援、調達支援、教育支援、交通情報サービス、音声テクノロジーサービス、エスクローサービス等法人向け「ビジネスサポートサービス」、太陽光発電の「その他」等、自社で保有する権利や資産を活用する自社サービスの提供を通じて、新しいライフスタイル、ビジネススタイルを創造する事業。

② **ソリューション事業**

アプリ開発、WEB構築、サーバ構築、システム運用・監視、デバッグ、ユーザーサポートなどクリエイション事業で培ったノウハウを活かした受託開発や業務支援サービスである「システム開発・運用サービス」等、ITソリューションを通じ、顧客に新しい価値を提案する事業。

(6) 主要な営業所 (2020年5月31日現在)

当 社	本社：東京都渋谷区
株 式 会 社 ダ イ ブ	本社：東京都港区
交 通 情 報 サ ー ビ ス 株 式 会 社	本社：東京都渋谷区
株 式 会 社 フ ォ ー ・ ク オ リ ア	本社：東京都品川区 営業所：山口県宇部市、大阪府大阪市
株 式 会 社 a n d O n e	本社：東京都渋谷区
株 式 会 社 会 津 ラ ボ	本社：福島県会津若松市
株 式 会 社 プ ロ モ ー ト	本社：東京都渋谷区
い な せ り 株 式 会 社	本社：東京都渋谷区
山 口 再 エ ネ ・ フ ァ ク ト リ ー 株 式 会 社	本社：山口県宇部市

- (注) 1. 株式会社ダイブは、2020年1月20日付で東京都千代田区から東京都港区に移転しております。
2. 株式会社会津ラボは、2019年7月26日付で浪江支店（福島県双葉郡浪江町）を閉鎖いたしました。

(7) 使用人の状況 (2020年5月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
189 (81)	14 (6)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、()は外書きで、臨時従業員数であります。なお、事業のセグメント別に区分することは困難なため区分していません。
2. 臨時従業員数は、アルバイト・契約社員・派遣社員の期中平均人員数(ただし、1日勤務時間7時間15分換算による)であります。

②当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
53 (7)	5 (0)	38.8	6.3

- (注) 1. 使用人数は就業人員数(当社から他社への出向社員は含んでおりません。)であり、()は外書きで、臨時従業員数であります。なお、事業のセグメント別に区分することは困難なため区分していません。
2. 臨時従業員数は、アルバイト・契約社員・派遣社員の期中平均人員数(ただし、1日勤務時間7時間15分換算による)であります。
3. 当社には労働組合はございませんが、労使関係は良好に推移しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年5月31日現在)

山口再エネ・ファクトリー株式会社において、運転資金として、株式会社三菱UFJ銀行から2億43百万円及び株式会社山口銀行から12百万円の借入をそれぞれ行っております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社トラディション日本に対してソフトウェア開発業務に関する請求訴訟を東京地方裁判所に提起していましたが、2019年2月21日付で東京地方裁判所より、当社の請求を概ね認める第一審判決が言い渡されました。これに対し、同社より2019年2月26日付で控訴が提起されていましたが、東京高等裁判所からの和解勧告を受け、2019年9月25日付で和解が成立し、当該訴訟は終結いたしました。

なお、本件の和解に伴い、当連結会計年度において、和解金64百万円を未収入金の回収及び営業外収益として計上しております。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項（2020年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 147,800,000株
- ② 発行済株式の総数 40,133,000株
- ③ 株主数 8,236名（前事業年度末比62名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数（株）	持 株 比 率（％）
植 田 勝 典	11,116,600	27.69
プ ラ ン ト フ ィ ル 株 式 会 社	9,650,000	24.04
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	1,600,000	3.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,203,000	2.99
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I S G (F E - A C)	866,900	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	545,400	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	408,400	1.01
多 々 良 師 孝	315,400	0.78
村 田 健 一	262,900	0.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	227,700	0.56

⑤ 自己株式の消却

当社は、2019年7月23日開催の取締役会において、自己株式の消却を次のとおり決議し、実施いたしました。

消却の方法	利益剰余金から減額
消却した株式の種類	当社普通株式
消却した株式の総数	480,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合 1.18%）
消却日	2019年7月31日
消却後の発行済株式総数	40,133,000株

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2020年5月31日現在）

イ. 第8回新株予約権（2016年2月18日開催の取締役会決議による新株予約権）

・新株予約権の数

42個

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,200株

（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり22,700円（1株当たり227円）

・新株予約権を行使することができる期間

2018年4月1日から2021年3月31日まで

・新株予約権の行使条件

1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役もしくは従業員としての地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合又は当社又は当社関係会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
2. その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数(個)	目的となる株式の数(株)	保有者数(名)
取締役（社外取締役を除く）	20	2,000	2
社外取締役	16	1,600	2
監査役	6	600	1

(注) 監査役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

ロ. 第10回新株予約権（2017年2月17日開催の取締役会決議による新株予約権）

・新株予約権の数

41個

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,100株

（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり28,000円（1株当たり280円）

・新株予約権を行使することができる期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

・新株予約権の行使条件

1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役もしくは従業員に地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合又は当社又は当社関係会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
2. その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数(個)	目的となる株式の数(株)	保有者数(名)
取締役(社外取締役を除く)	25	2,500	3
社外取締役	16	1,600	2
監査役	—	—	—

ハ. 第11回新株予約権（2019年10月18日開催の取締役会決議による新株予約権）

・新株予約権の数

86個

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 8,600株

（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり24,000円（1株当たり240円）

・新株予約権を行使することができる期間

2021年12月1日から2024年11月30日まで

・新株予約権の行使条件

1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役もしくは従業員に地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合又は当社又は当社関係会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
2. その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数(個)	目的となる株式の数(株)	保有者数(名)
取締役(社外取締役を除く)	54	5,400	3
社外取締役	32	3,200	2
監査役	—	—	—

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
第11回新株予約権（2019年10月18日開催の取締役会決議による新株予約権）

・新株予約権の数

214個

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 21,400株

（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり24,000円（1株当たり240円）

・新株予約権を行使することができる期間

2021年12月1日から2024年11月30日まで

・新株予約権の行使条件

1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合又は当社又は当社関係会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

2. その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

・当社使用人等の交付状況

	新株予約権の数(個)	目的となる株式の数(株)	保有者数(名)
当 社 使 用 人	206	20,600	45
子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	－	－	－

(注) 2020年5月31日現在において交付時より新株予約権の数が8個減少しておりますが、減少の理由は退職により放棄されたものであります。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2020年5月31日現在）

地 位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	植田 勝典	営業本部長
常務取締役	田中 勝	管理本部長
常務取締役	杉山 浩一	技術本部長
取 締 役	小栗 一朗	NTPホールディングス株式会社 代表取締役社長 名古屋トヨペット株式会社 代表取締役社長 ネットトヨタ名古屋株式会社 代表取締役会長 ネットトヨタ中京株式会社 代表取締役会長 NTPトヨタ信州株式会社 代表取締役会長 トヨタカローラ南信株式会社 代表取締役会長 ネットトヨタ信州株式会社 代表取締役会長 株式会社トヨタレンタリース名古屋 代表取締役会長 トヨタホーム名古屋株式会社 代表取締役会長 トヨタホーム東海株式会社 代表取締役会長 株式会社ジェームス名古屋 代表取締役会長兼社長 NTPインポートHD株式会社 代表取締役社長 株式会社NTPカーモスト 代表取締役社長 株式会社NTPセブンス 代表取締役会長 NTPシステム株式会社 代表取締役会長
取 締 役	岡田 武史	株式会社今治、夢スポーツ 公益財団法人日本サッカー協会 デロイト トーマツ合同会社 代表取締役会長 シニアアドバイザー 特任上級顧問
常勤監査役	片貝 義人	
監 査 役	吉川 信哲	
監 査 役	星野 正司	星野公認会計士事務所

- (注) 1. 取締役小栗一朗及び取締役岡田武史の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉川信哲及び星野正司の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外監査役吉川信哲氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役星野正司氏は、公認会計士の資格を有する者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の地位等の変更は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
杉山 浩一	当社 取締役 技術本部長	当社 常務取締役 技術本部長	2019年8月23日

6. 以下の取締役に重要な兼職の異動がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
小栗 一朗	NTPインポート株式会社 代表取締役社長	NTPインポートHD 株式会社 代表取締役社長	2020年3月1日
	NIC株式会社 代表取締役社長	—	2020年3月1日

※NIC株式会社は、2020年3月1日をもってNTPインポートHD株式会社に吸収合併されております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員 (名)	報 酬 等 の 額 (百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (2)	129 (8)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	18 (6)
合 計 (うち社外役員)	8 (4)	148 (14)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2000年8月21日開催の第12回定時株主総会において、年額320百万円以内と決議しております。この他、2006年8月25日開催の第18回定時株主総会において、取締役に対して、報酬として新株予約権（ストックオプション）を年額200百万円の範囲で、付与することにつき決議しております。
2. 監査役の報酬限度額は、2000年8月21日開催の第12回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。この他、2006年8月25日開催の第18回定時株主総会において、監査役に対して、報酬として新株予約権（ストックオプション）を年額20百万円の範囲で、付与することにつき決議しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・当社は、社外取締役小栗一朗氏の兼職先である名古屋トヨペット株式会社及びNTPシステム株式会社とシステム開発、IP電話導入等の取引を行っております。また、名古屋トヨペット株式会社、NTPシステム株式会社以外の小栗一朗氏の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・当社と、社外取締役岡田武史氏の各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・当社と、社外監査役星野正司氏の兼職先である星野公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（21回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 小栗一朗	18	94.7	—	—
取締役 岡田武史	18	94.7	—	—
監査役 吉川信哲	19	100.0	21	100.0
監査役 星野正司	19	100.0	21	100.0

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

2. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役小栗一朗氏は、経営者として培った経営ノウハウを活かし、独立性、中立性をもった外部の視点から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役岡田武史氏は、公益財団法人日本サッカー協会日本代表監督としてのワールドカップ出場や、幾多のサッカーチームを作り上げた豊富な経験、幅広い見識を活かし、独立性、中立性を持った外部の視点から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役吉川信哲氏は、大手通信事業者及び同グループ会社出身としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において適宜質問し、総合的見地からの助言・提言を行っております。
- ・監査役星野正司氏は、公認会計士としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等の専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は720万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役は360万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人に関する事項

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 49百万円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
- ③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 49百万円
- ④ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況の監査を通じて、前期の監査実績の分析・評価に必要な情報収集を行い、前期の実績を踏まえた新年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積もりについて、監査役会にて検討し、相当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意をしております。
- ⑤ 監査公認会計士等の非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。また、当社では、会計監査人の業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合は、監査役会の決定により、当該会計監査人を不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を決定する方針です。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下の通りです。(最終改定 2019年5月1日)

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

イ. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、全ての役職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めていくものとする。具体的には、

1. コンプライアンスの推進にあたっては、常勤役員及び部長が出席する経営委員会にコンプライアンス統括機能を併せ持たせ、協議を行うこととする。また、管理本部長をコンプライアンス責任者、コンプライアンス事務局を総務部とし、当社グループのコンプライアンスの徹底を図る。
2. 当社グループの役職員を対象としたコンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンス知識の向上、尊重する意識を醸成する教育を行う。
3. 当社グループ内においてコンプライアンス違反行為を早期に発見、是正するため、総務部を窓口とする内部通報制度を実施する。コンプライアンス上、疑義のある行為を発見した場合、当社グループの役職員は当社総務部に通報し、当社総務部は、当該通報を受けた場合、経営委員会、取締役会及び監査役会に報告する。
4. 当社の内部監査室による監査を通じ、当社グループ各社の業務実施状況の実態を把握し、業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証し、監査結果を、適宜、経営委員会、取締役会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社は、文書管理規程に従い取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録・保存し管理する。文書管理規程には、文書等の管理責任者、保存すべき文書等の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存及び管理の体制について定め、取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、これらの文書等を閲覧できるものとする。
2. 組織全体の情報セキュリティマネジメント システムの構築に関する「ISMS適合性評価制度」の認証を取得し、制度の求める水準を維持して情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を入手できる体制を維持する。

ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社グループ経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価するため、リスク管理規程を設け、リスク管理に対する基本的な管理システムを整備する。リスク管理規程には、リスク管理の体制、リスクに関する措置、事故など発生時の対応等を定める。
2. 常勤の取締役及び部長で構成される経営委員会をリスク管理機関とし、当社グループにおける様々なリスクを一元的に俯瞰し、監視に努めるとともに、新たな想定リスクの抽出、対応方法の協議を行うものとする。リスク管理にあたっては、社長の管理下において総務部長を事務局長とするリスク管理チームを設置するものとする。
3. リスク管理チームの事務局長は、経営委員会、取締役会に常時出席し、危機管理の観点から助言を行うとともに、社長は業務上の決裁者に対しリスク管理上必要な指導を適宜行うものとする。
4. 当社の子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うため、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、必要に応じて役職員を派遣し、当社の子会社における業務の適正性を確保する。

ニ. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定と業務執行状況の監督を行う。また、本部制を採用し、各本部の業務執行に関する統制機能を担うとともに、常勤役員及び部長が出席する経営委員会によって本部間の調整・協議機能の強化を図るものとする。
2. 取締役は、委任された事項について、組織規程及び職務権限規程等の一定の意思決定ルールに基づき業務執行する。また、取締役会は、業務執行の効率化のため、随時、必要な決定を行うものとする。
3. 取締役会は、当社グループの役職員が共有する目標として、3事業年度を期間とする中期経営計画及び年度予算を策定し、業務執行を担当する当社グループ各社の取締役は目標達成のために注力する。
4. 前項の定めに従い策定した目標達成の進捗状況管理は、当社においては常勤役員及び部長が出席する経営委員会並びに取締役会において月次業績のレビューを行い、必要な審議又は決定を諸規程に基づき行うものとし、当社の子会社においては各社の実態を踏まえた月次業績のレビューの体制を適切に構築させるものとする。
5. 当社取締役が当社の子会社の取締役を兼務することで、当社グループの緊密な連携を保ち、当社グループの全体の事業の繁栄を目指すものとする。
6. 内部監査室による監査を通じ、当社の子会社の業務執行が効率的に行われているかを調査・検証する。

- ホ. 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
1. 関係会社管理規程を制定し、当社の子会社に対し、その定めに従い、経営上の重要事項を決定する場合には、当社の経営委員会での審議を経て、当社取締役会への付議を行うとともに、必要に応じて当社と連携することを義務づける体制を確保する。
 2. 当社の子会社に対し、当社の取締役及び監査役が当該子会社の文書等を必要に応じて常時閲覧できる体制を確保させる。
 3. 当社取締役が当社の子会社の取締役を兼務することで、この者を通じ、当社の子会社の経営上の重要事項が適時に当社に報告されるようにする。
- ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 総務部スタッフから監査役を補助する使用人としての適任者を選任し、この者は監査役会の事務局を兼ねる。
 2. 同スタッフは、監査役の補助に関する業務については、監査役の指示に従いその職務を行う。
 3. 同スタッフの人事異動、懲戒に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。
- ト. 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、適宜、その担当する業務の執行状況の報告を監査役に報告する。
 2. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見した場合は、直ちに当社の監査役に報告する。
 3. 当社グループの役職員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。
 4. 内部監査室は、内部監査の結果を監査役又は監査役会に対して報告する。
 5. 総務部は、内部通報制度による通報の状況について、監査役に報告する。
 6. 当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- チ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1. 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的透明性を担保する。
 - 2. 監査の実効性を確保するため、代表取締役との定期的な意見交換会の開催、監査において必要な社内会議への出席等、監査役監査の環境整備に努める。
 - 3. 監査の実施にあたり監査役が必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。

- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - 当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次の通りであります。
 - 1. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を計19回、開催しました。また、常勤の取締役及び部長を構成員とする経営委員会を20回開催し、取締役会付議事項の審議や月次業績のレビューを行っております。また、経営委員会はコンプライアンスに関する協議を行うほか、リスク管理機能を併せ持っており、リスク管理チームの事務局長が出席し、危機管理の観点から適宜助言等を行っております。
 - 2. 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社取締役は当社子会社の取締役を兼務し、毎月1回以上開催される子会社の取締役会に出席し、月次業績や重要事項の決議について確認し、当社取締役会にて適切に報告しております。
 - 3. 監査を支える体制については、監査役を補助するスタッフを監査役の要請に基づき選任しております。また、監査役会は、代表取締役、会計監査人又は内部監査室との会合を定期的に実施するとともに、常勤監査役は、経営委員会等の重要な会議に出席しております。

第32期 連結計算書類

自 2019年6月1日
至 2020年5月31日

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

日本エンタープライズ株式会社

連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産 現 金 及 び 預 金 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 商 品 仕 掛 品 貯 蔵 品 未 収 入 金 そ の 他 貸 倒 引 当 金 固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 機 械 及 び 装 置 土 地 そ の 他 無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア そ の 他 投 資 そ の 他 の 資 産 投 資 有 価 証 券 差 入 保 証 金 繰 延 税 金 資 産 そ の 他 資 産 合 計	流 動 負 債 買 掛 金 1 年 内 返 済 予 定 の 金 長 期 借 入 金 未 払 法 人 税 等 未 払 消 費 税 等 受 注 損 失 引 当 金 そ の 他 固 定 負 債 長 期 借 入 金 退 職 給 付 に 係 る 負 債 そ の 他 負 債 合 計 純 資 産 の 部 株 主 資 本 資 本 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分 純 資 産 合 計 負 債 ・ 純 資 産 合 計
5,365,774	566,001
4,715,635	105,373
449,563	25,454
7,782	59,466
76,329	67,882
585	1,716
2,570	306,107
113,763	307,659
△454	230,395
834,664	61,785
350,343	15,477
19,691	873,660
297,748	
12,400	
20,503	
305,992	
285,078	
20,913	
178,329	
56,936	
73,787	
44,446	
3,158	
6,200,439	5,010,632
	1,108,017
	984,572
	2,918,043
	2,523
	2,523
	4,186
	309,436
	5,326,778
	6,200,439

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		3,588,257
売上原価		2,042,337
販売費及び一般管理費		1,545,919
営業利益		1,278,629
営業外収入		267,289
受取利息	166	
受取配当金	32	
受取委託手数料	1,332	
受取入金	600	
受取和解	35,391	
その他	4,704	
営業外費用	4,355	46,580
支払利息	2,971	
支払手数料	385	
支払の差	58	
経常利益	266	3,681
特別利益		310,188
固定資産売却益	453	
投資有価証券売却益	6,606	7,060
特別損失		
固定資産除却損	2,907	
減損	26,997	29,904
税金等調整前当期純利益		287,343
法人税、住民税及び事業税	86,572	
法人税等調整額	△5,782	80,790
当期純利益		206,553
非支配株主に帰属する当期純利益		29,957
親会社株主に帰属する当期純利益		176,596

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年6月1日期首残高	1,108,017	984,701	2,938,832	△117,120	4,914,430
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△80,266		△80,266
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△128			△128
自己株式の消却			△117,120	117,120	-
親会社株主に帰属する当期純利益			176,596		176,596
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△128	△20,789	117,120	96,201
2020年5月31日期末残高	1,108,017	984,572	2,918,043	-	5,010,632

	その他の包括利益累計額		新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	その他有価証券差額金	その他の利益累計額合計			
2019年6月1日期首残高	1,199	1,199	4,378	293,383	5,213,391
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△80,266
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△128
自己株式の消却					-
親会社株主に帰属する当期純利益					176,596
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,323	1,323	△191	16,053	17,185
連結会計年度中の変動額合計	1,323	1,323	△191	16,053	113,386
2020年5月31日期末残高	2,523	2,523	4,186	309,436	5,326,778

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社名

株式会社ダイブ

交通情報サービス株式会社

株式会社フォー・クオリア

株式会社and One

株式会社社会津ラボ

株式会社プロモート

山口再エネ・ファクトリー株式会社

いなせり株式会社

非連結子会社の数 1社

非連結子会社名

NE銀潤株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

上記の非連結子会社は、小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数

該当ありません。

持分法非適用会社の数 1社

持分法非適用会社名

NE銀潤株式会社

(持分法適用の範囲から除いた理由)

上記の持分法非適用会社は、小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。また、一部の連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～10年

機械及び装置 17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における使用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

請負契約プロジェクトに係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積ることができる請負契約プロジェクトについて、当該将来損失見込額を引当計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の処理方法は、税抜方式によっております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年の定額法により償却を行っております。

II 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象ではありますが、当社グループにおいては、当連結会計年度の業績に一定程度影響はあったものの、重要な影響は発生しておりません。当連結会計年度の連結計算書類の作成にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響が、翌期の第2四半期連結会計期間以降から年度末にかけて徐々に回復していくものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

ただし、将来の不確実性により、最善の見積りを行った結果としての見積られた金額と事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

受取手形及び売掛金 7,265千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 23,829千円

長期借入金 220,020千円

計 243,849千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 238,160千円

3. 受注損失引当金

損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は32,867千円であります。

Ⅳ 連結損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 1,716千円

2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 26,663千円

Ⅴ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び種類ごとの総数

普通株式 40,133,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年8月23日 定時株主総会	普通株式	80,266	2	2019年5月31日	2019年8月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

- ① 決議日 2020年8月27日開催の定時株主総会において、決議を予定しております。
- ② 配当金の総額 80,266千円
- ③ 1株当たり配当額 2円
- ④ 基準日 2020年5月31日
- ⑤ 効力発生日 2020年8月28日
- ⑥ 配当原資 利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び種類ごとの総数

- ①2016年2月18日開催の取締役会決議によるストックオプション 普通株式 15,100株
- ②2017年2月17日開催の取締役会決議によるストックオプション 普通株式 15,200株

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、受注時における与信の管理等によってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券である株式は、営業上関係を有する企業の株式であり、市場価格変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金の用途は設備投資資金であり、手許流動性を十分に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結決算日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,715,635	4,715,635	—
(2) 受取手形及び売掛金	449,563	449,563	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,740	4,740	—
資 産 計	5,169,938	5,169,938	—
(1) 買掛金	105,373	105,373	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	255,849	256,867	1,018
負 債 計	361,222	362,241	1,018

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	52,196

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,715,381	—	—	—
受取手形及び売掛金	449,563	—	—	—
合 計	5,164,944	—	—	—

(注4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	25,454	93,984	114,355	22,056
合計	25,454	93,984	114,355	22,056

VII 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 124円91銭
- 1株当たり当期純利益 4円40銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第32期 計 算 書 類

自 2019年6月1日
至 2020年5月31日

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

日本エンタープライズ株式会社

貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,205,264	流 動 負 債	239,680
現金及び預金	2,904,111	買掛金	56,970
売掛金	179,392	未払法人税等	11,013
商品	4,910	未払金	37,190
仕掛品	2,962	前受金	22,980
貯蔵品	111	その他	111,525
前払費用	16,269	固 定 負 債	1,802
その他	97,506	その他	1,802
固 定 資 産	1,260,415	負 債 合 計	241,483
有 形 固 定 資 産	29,883	純 資 産 の 部	
建物	14,269	株 主 資 本	4,217,487
車両運搬具	0	資本金	1,108,017
工具器具備品	509	資本剰余金	985,968
リース資産	2,704	資本準備金	985,968
土地	12,400	利益剰余金	2,123,501
無 形 固 定 資 産	107,159	利益準備金	10,000
ソフトウェア	94,351	その他利益剰余金	2,113,501
その他	12,807	別途積立金	1,036,000
投資その他の資産	1,123,373	繰越利益剰余金	1,077,501
投資有価証券	6,911	評価・換算差額等	2,523
関係会社株式	1,046,356	その他有価証券評価差額金	2,523
差入保証金	57,465	新 株 予 約 権	4,186
繰延税金資産	12,177	純 資 産 合 計	4,224,196
その他	463	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,465,680
資 産 合 計	4,465,680		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年6月1日から)
(2020年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		1,429,372
販売費及び営業		696,478
営業		732,894
受取		753,181
受取		△20,286
受取	181	
受取	64,545	
受取	1,332	
受取	55,800	
受取	1,917	
受取	4,704	
受取	2,726	131,206
営業		
支払	18	
支払	385	
支払	58	461
経常		110,457
特別		
固定資産	453	
投資有価証券	6,606	7,060
特別		
固定資産	51	
減損	19,229	
関係会社	1,986	21,267
税引前		96,249
法人税、住民税	3,545	
法人税等	△2,228	1,317
当期純		94,932

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合 計	自己株式		
		資本 準備金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	繰 越 利 益 剰 余 金				
2019年6月1日期首 残	1,108,017	985,968	985,968	10,000	1,036,000	1,179,955	2,225,955	△117,120	4,202,821	
事業年度中の 変 動 額										
剰余金の配当							△80,266	△80,266	△80,266	
自己株式の消却							△117,120	△117,120	117,120	
当期純利益							94,932	94,932	94,932	
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額(純額)										
事業年度中の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	△102,453	△102,453	117,120	
2020年5月31日期末 残	1,108,017	985,968	985,968	10,000	1,036,000	1,077,501	2,123,501	-	4,217,487	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年6月1日期首 残	1,199	1,199	4,378	4,208,398
事業年度中の 変 動 額				
剰余金の配当				△80,266
自己株式の消却				-
当期純利益				94,932
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額(純額)	1,323	1,323	△191	1,131
事業年度中の 変 動 額 合 計	1,323	1,323	△191	15,798
2020年5月31日期末 残	2,523	2,523	4,186	4,224,196

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～10年

工具器具備品 4～20年

車両運搬具 4年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における使用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の処理方法は、税抜方式によっております。

II 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象ではありますが、当社においては、当事業年度の業績に一定程度影響はあったものの、重要な影響は発生しておりません。当事業年度の計算書類の作成にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響が、翌期の第2四半期会計期間以降から年度末にかけて徐々に回復していくものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

ただし、将来の不確実性により、最善の見積りを行った結果としての見積られた金額と事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 104,667千円

2. 債務保証

連結子会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

山口再エネ・ファクトリー株式会社 243,849千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 21,753千円

短期金銭債務 17,145千円

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高	14,262千円
仕入高	194,036千円
販売費及び一般管理費	2,661千円
営業取引以外	120,397千円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び種類ごとの総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	480,000株	－株	480,000株	－株

(注) 2019年7月23日開催の取締役会決議による自己株式の消却480,000株であります。

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
未払事業税	2,372
繰越欠損金	131,180
関係会社株式評価損	86,756
未払賞与	3,300
減損損失	10,801
その他	5,354
繰延税金資産小計	239,764
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△131,180
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△95,293
評価性引当額	△226,473
繰延税金資産合計	13,290
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,113
繰延税金負債合計	△1,113
繰延税金資産の純額	12,177

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ダイブ	所有 直接 88.1	クリエイション事業 及びソリューション 事業の受発注 役員の兼任	売上高 (サーバ保守等)	2,032	売掛金	201
				支払手数料等 (紹介料等)	250	買掛金	-
子会社	交通情報サービス 株式会社	所有 直接 83.0	クリエイション事業 及びソリューション 事業の受発注 役員の兼任	売上高 (システム構築等)	150	売掛金	-
子会社	株式会社 フォー・クオリア	所有 直接 97.5	クリエイション事業 及びソリューション 事業の受発注 役員の兼任	売上高 (サーバ保守等)	9,831	売掛金	264
				外注費等 (データ素材制作等)	48,138	買掛金	2,894
				ソフトウェアの購入	1,045	-	-
				増資の引受 (注3)	57,057	-	-
子会社	株式会社 a n d O n e	所有 直接 93.2	クリエイション事業 の発注 役員の兼任	運営管理費 (IP電話システム等)	10,941	買掛金	826
子会社	いなせり 株式会社	所有 直接 100.0	クリエイション事業 及びソリューション 事業の受発注 役員の兼任	売上高 (サーバ保守等)	768	売掛金	0
				商品の購入等	273	-	-
				ソフトウェアの購入	5,000	未払金	5,500
				資金の貸付 (注4)	20,000	短期貸付金	20,000
子会社	株式会社 津会	所有 直接 98.6	クリエイション事業 及びソリューション 事業の受発注 役員の兼任 資金の貸付	売上高 (アプリ利用料)	177	売掛金	-
				資金の返済 (注4)	20,000	-	-
子会社	株式会社 プロモート	所有 直接 90.6	クリエイション事業 及びソリューション 事業の受発注 役員の兼任	売上高 (アプリ利用料等)	1,301	売掛金	73
				外注費 (ライセンス料等)	134,995	買掛金	7,480
子会社	山口再エネ・ ファクトリー 株式会社	所有 間接 50.6	役員 の兼任 債務保証	債務保証 (注5)	243,849	-	-
子会社	NE銀潤 株式会社	所有 直接 100.0	クリエイション事業 の受発注 役員の兼任	運営管理費 (アプリ運営等)	2,098	買掛金	312

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法等
 売上については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
 原価については、複数の見積りを入手し、過去の実績その他相手先の開発能力等を勘案して、発注及び価格を決定しております。
 サーバ保守等、データ素材制作等、システム利用料、ライセンス料及びソフトウェアの購入に係る取引価格は、一般的取引条件を勘案して決定しております。
3. 子会社の資金需要等を考慮の上、増資の引受を行っております。
4. いなせり株式会社及び株式会社津ラボに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
5. 山口再エネ・ファクトリー株式会社の銀行借入（243,849千円）につき、債務保証を行っているものであります。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議 決 権 等 (被 所 有) 割 合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	N T P シ ス テ ム 株 式 会 社	なし	クリエイション事業及びソリューション事業の受発注	売 上 高 等 (IP電話システム等)	38,770	売 掛 金	446

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法等
 売上については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
3. 当社取締役小栗一郎が議決権の過半数を保有しております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 105円15銭
2. 1株当たり当期純利益 2円37銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監 查 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月6日

日本エンタープライズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 横内 龍也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本エンタープライズ株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エンタープライズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月6日

日本エンタープライズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 横 内 龍 也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 賢 治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本エンタープライズ株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程、当期の監査の方針、職務の分担、及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月7日

日本エンタープライズ株式会社 監査役会
常勤監査役 片 貝 義 人 ㊟
社外監査役 吉 川 信 哲 ㊟
社外監査役 星 野 正 司 ㊟